

## 函館市一時預かり事業運営費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第7項の規定に基づき、保育所等を利用していない家庭における保護者の突発的な事情や社会参加、育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担の軽減のため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児および幼児(以下「乳幼児」という。)について、保育所、幼稚園および認定こども園(以下「実施保育所等」)において一時的に預かる場合に、市が補助することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助対象は、次の要件を満たし、かつ法第34条の12第1項による届出をあらかじめ市に提出した実施者とする。

#### (1) 一般型

##### ア 実施場所および対象児童

実施場所は、保育所、幼稚園および認定こども園のいずれかとし、対象児童は、主として保育所、幼稚園または認定こども園等に通っていない、または在籍していない乳幼児とする。

##### イ 設備基準および保育の内容

児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)第36条の35第1号イ、ニおよびホに定める設備および保育の内容に関する基準を遵守すること。

##### ウ 職員配置

規則第36条の35第1号ロおよびハの規定に基づき、乳幼児の年齢および人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者(以下「保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士を2分の1以上とすること。当該保育従事者の数は、2人を下ることはできないこと。ただし、実施保育所等と一体的に事業を実施し、当該実施

保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲において、専任の保育従事者を1人とすることができる。

また、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た1日当たりの平均利用児童数が概ね3人以下の施設においては、「函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例」（平成26年函館市条例第53号）第24条第2項に定める保育士と同等の研修を終了した者（以下「家庭的保育者」という。）を保育士とみなすことができる。

なお、保育士以外の保育従事者の配置は、市長が別に認める研修を修了した者とする。

## (2) 幼稚園型

### ア 実施場所および対象児童

実施場所は、幼稚園または認定こども園（以下「幼稚園等」という。）とし、対象児童は、主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者とする。

### イ 設備基準および教育・保育の内容

規則第36条の35第2号イ、ニおよびホに定める設備および教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

### ウ 職員配置

規則第36条の35第2号ロおよびハの規定に基づき、利用児童の年齢および人数に応じて、当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者を3分の1以上とすること。当該教育・保育従事者の数は、2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士または幼稚園教諭免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士ま

たは幼稚園教諭普通免許状所有者 1 人とすることができる。

なお、保育士または幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、(ア)に掲げる者または(イ)から(ウ)までに掲げる者で市長が適切と認める者とする。なお、(イ)から(ウ)までに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事するうえで必要な知識・技術等を十分に身につけさせることとする。

(ア) 市長が別に認める研修を修了した者

(イ) 小学校教諭普通免許状所有者

(ウ) 養護教諭普通免許状所有者

(エ) 幼稚園教諭教職課程または保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

(ウ) 幼稚園教諭、小学校教諭または養護教諭の普通免許を有していた者（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 10 条第 1 項または第 11 条第 4 項の規定により免許状が失効したものを除く。）

### (3) 災害特例型

#### ア 実施場所および対象児童

実施場所は、保育所、幼稚園および認定こども園のいずれかとし、対象児童は、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 令和 6 年能登半島地震等（以下「地震等」という。）について災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（以下「被災市町村」という。）に居住する世帯に属する子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもであって、地震等の影響により、在籍する同法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設、同法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所または特例保育施設（以下「特定教育・保育施設等」という。）とは別の特定教育・保育施設等を利用する乳幼児

(イ) 被災市町村に居住する世帯に属し、利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園等を利用する幼児

(ウ) 被災市町村に居住する世帯に属し、地震等の影響による避難や保護者の復旧活動等により、保育所、幼稚園および認定こども園を利用する乳幼児のうち、(ア)および(イ)に該当しない乳幼児

イ 設備基準および保育の内容、職員の配置および研修

次の(ア)および(イ)に掲げる実施場所の区分に応じ、それぞれ(ア)および(イ)に定める基準に準じて行う。

ただし、被災児童の受け入れに当たってやむをえない場合は、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、必要な期間において、(1)および(2)において定める基準を満たしていなくても事業を実施することができるものとする。

(ア) 保育所および認定こども園において実施する場合

(1)イおよびウにおいて定める基準

(イ) 幼稚園において実施する場合

(2)イおよびウにおいて定める基準

(事故の報告)

第3条 実施保育所等の長は、一時預かり事業による保育中に事故が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(安全計画の策定)

第4条 実施保育所等の長は、児童福祉施設の設備および運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定および必要な措置等を講じること等に努めなければならない。なお、幼稚園については、学校保健安全法第27条により、上記の内容が義務づけられていることに留意するものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第5条 実施保育所等の長は、児童福祉施設の設備および運営に関する

基準第6条の4に準じ、児童の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合には、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認しなければならない。なお、幼稚園については、学校保健安全法施行規則第29条の2により、上記の内容が義務づけられていることに留意するものとする。

(業務継続計画の策定)

第6条 実施保育所等の長は、児童福祉施設の設備および運営に関する基準第9条の3に準じ、業務継続計画の策定および必要な措置を講じること等に努めなければならない。なお、幼稚園については学校保健安全法に基づき策定されている学校安全計画や危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)に業務継続に関する内容が含まれていると考えられるが、改めて優先する業務内容や非常時の組織体制等を確認することが望ましいことに留意するものとする。

(補助金)

第7条 補助金は、実施保育所等ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、予算の範囲内で交付する。

(1) 一般型

ア 基本分

年間延べ利用児童数(イ 特別支援児童分を除く。)により、別表に掲げる額

イ 特別支援児童(障害児・多胎児)

児童1人あたり日額3,600円

ウ 加算分 利用児童が次の(ア)から(エ)のいずれかに掲げる世帯に属する場合において、実施保育所等が、それぞれ(ア)から(エ)に定める額を上限として、一時預かり事業に係る利用料の減免をした場合における当該減免の額の年間合計額。

(ア)生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯

児童1人あたり日額1,800円

(イ)当該年度分(4月1日から8月31日までの間にあっては、前年度分)の市町村民税が非課税の世帯(ア)に掲げる場合を除く。)

児童1人あたり日額1,800円

(ウ) 地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である世帯（アおよびイに掲げる場合を除く。）

児童1人あたり日額1,800円

(エ) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童および要保護児童のいる世帯もしくはその他市が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市がその児童および保護者の心身の状況および養育環境等を踏まえ、一時預かり事業の利用を促した者であって、一時預かり事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯（ア）から（ウ）に掲げる場合を除く。）

児童1人あたり日額1,500円

(2) 幼稚園型（児童1人あたり日額）

ア 在籍園児分（エを除く）

(ア) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）

a 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

① 平日 400円

② 長期休業日（8時間未満） 400円

③ 長期休業日（8時間以上） 800円

b 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

① 平日

$(1,600,000円 \div \text{年間延べ利用児童数}) - 400円$

(10円未満切り捨て)

② 長期休業日（8時間未満） 400円

③ 長期休業日（8時間以上） 800円

(イ) 休日分（土曜日、日曜日および国民の休日等の利用）

800円

(ウ) 長時間加算

a (ア) a ①およびb ①については4時間(または教育時間との合計が8時間)、(ア) a ③、b ③および(イ)については8時

間を超えた利用の場合

- ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 1 5 0 円
- ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 3 0 0 円
- ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 4 5 0 円

b (ア) a ②および b ②については 4 時間を超えた利用の場合

- ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 1 0 0 円
- ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 2 0 0 円
- ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 3 0 0 円

イ 在籍園児以外の児童分 (エを除く)

(ア) 基本分 (8 時間以下の利用) 8 0 0 円

(イ) 長時間加算 (8 時間を超えた利用)

- ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 1 0 0 円
- ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 2 0 0 円
- ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 3 0 0 円

ウ 特別な支援を要する児童分

以下のいずれかの要件を満たすと市が認める児童に適用する。

(ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市が認める児童

児童 1 人あたり日額 4, 0 0 0 円

エ 幼稚園型については、公費支援の総額(1 施設あたり年額)は、1 0, 2 2 3, 0 0 0 円を上限額とする。なお、特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置(ウに係る基準額)を適用したことにより、1 0, 2 2 3, 0 0 0 円を超えた場合は、この

限りではない。

(3) 災害特例型

ア 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号もしくは第3号の内閣総理大臣が定める基準または同法第30条第2項第2号、第3号もしくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額とする。なお、月途中で利用を開始、または利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。（児童1人あたり月額）

イ 利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後または長期休業日等に、本事業を利用する児童

児童1人当たり日額1,600円

ウ アおよびイ以外の児童

児童1人当たり日額4,650円

(事業実施の承認申請)

第8条 一時預かり事業を実施しようとする者は、事業実施前にあらかじめ、別記第1号様式「函館市一時預かり事業実施承認申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、事業実施の承認を受けなければならない。

(1)一時預かり事業実施計画(実績)書(別記第2号様式)もしくは一時預かり事業(災害特例型)実施計画(実績)書(別記第5号様式)またはこれらの書類

(2)その他市長が必要と認める書類

(承認の通知)

第9条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、その内容審査および必要に応じて行う調査等により、実施事業を承認したと

きは、別記第3号様式「函館市一時預かり事業実施承認通知書」により、当該申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に指定する期間内に、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請は、申請書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 一時預かり事業実施計画(実績)書(別記第2号様式)もしくは一時預かり事業(災害特例型)実施計画(実績)書(別記第5号様式)またはこれらの書類

(2) 事業実施承認通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前項の補助金等交付申請書等を提出したことで、規則第17条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

(書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条に規定する要件に該当することを証するために必要な書類を整備しておかなければならない。

(仕入控除税額の報告等)

第12条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合も含む。)は、別記第4号様式の報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。また、報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の申請、決定等については、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成11年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条、第7条、第8条、第10条第2項および別記第5号様式の規定は、令和6年1月1日から適用する。

別表（第4条関係）

(ア) 保育従事者が全て保育士または1日あたりの平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合

年間延べ利用児童数	1か所あたり年額
300人未満	2,751,000円
300人以上900人未満	3,051,000円
900人以上1,500人未満	3,267,000円
1,500人以上2,100人未満	4,719,000円
2,100人以上2,700人未満	6,171,000円
2,700人以上3,300人未満	7,623,000円
3,300人以上3,900人未満	9,075,000円
3,900人以上4,500人未満	10,527,000円
4,500人以上5,100人未満	11,979,000円

(イ) (ア) 以外の場合

年間延べ利用児童数	1か所あたり年額
300人未満	2,751,000円
300人以上900人未満	2,934,000円
900人以上1,500人未満	3,146,000円
1,500人以上2,100人未満	4,544,000円
2,100人以上2,700人未満	5,942,000円
2,700人以上3,300人未満	7,340,000円
3,300人以上3,900人未満	8,738,000円
3,900人以上4,500人未満	10,136,000円
4,500人以上5,100人未満	11,534,000円

別記第1号様式（第8条関係）

年 月 日

函館市長 様

住所

申請者 団体名および

代表者氏名

函館市一時預かり事業実施承認申請書

年度において函館市一時預かり事業を実施したいので、函館市一時預かり事業運営費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

【一般型】

1 特別支援児童以外

(1) 年間延べ利用児童数および利用料加算分補助金額

(単位:人,円)

世帯区分	利用料金	利用児童数													加算分					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	日額単価	補助金額				
有料世帯	円																			
	円																			
	円																			
生活保護世帯	円																			
	円																			
	円																			
市町村民税 非課税世帯	円																			
	円																			
	円																			
市町村民税 所得割合算額 77,101円未満 世帯	円																			
	円																			
	円																			
要支援・要保護 児童のいる世帯	円																			
	円																			
	円																			
合計																				

(2) 基本分補助金額

ア 年間延べ利用児童数

イ 補助金額

( )

特別支援児童以外 補助金額

(1)+(2)合計

2 特別支援児童加算(障害児)

(単位:人,円)

世帯区分	利用料金	利用児童数													加算分						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	利用料 日額単価	障害児 日額単価	補助金額				
有料世帯	円																				
	円																				
	円																				
生活保護世帯	円																				
	円																				
	円																				
市町村民税 非課税世帯	円																				
	円																				
	円																				
市町村民税 所得割合算額 77,101円未満 世帯	円																				
	円																				
	円																				
要支援・要保護 児童のいる世帯	円																				
	円																				
	円																				
合計																					

3 特別支援児童加算(多胎児)

(単位:人,円)

世帯区分	利用料金	利用児童数													加算分						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	利用料 日額単価	多胎児 日額単価	補助金額				
有料世帯	円																				
	円																				
	円																				
生活保護世帯	円																				
	円																				
	円																				
市町村民税 非課税世帯	円																				
	円																				
	円																				
市町村民税 所得割合算額 77,101円未満 世帯	円																				
	円																				
	円																				
要支援・要保護 児童のいる世帯	円																				
	円																				
	円																				
合計																					

4 利用児童数

1+2+3合計

5 補助金額

1+2+3合計

【幼稚園型】

1 年間延べ利用児童数

(単位:人)

補助区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
在籍園児	平日													
	長期休業日(8時間未満)													
	長期休業日(8時間以上)													
	休日													
在籍園児以外の児童														
特別な支援を要する児童														
合計														

2 補助金額

(1) 在籍園児分

(単位:人,円)

利用日	補助区分	年間延べ利用児童数	日額単価	補助金額
平日	基本分			
	長時間加算	2時間未満		
		2時間以上3時間未満		
		3時間以上		
長期休業日(8時間未満)	基本分			
	長時間加算	2時間未満		
		2時間以上3時間未満		
		3時間以上		
長期休業日(8時間以上)	基本分			
	長時間加算	2時間未満		
		2時間以上3時間未満		
		3時間以上		
休日	基本分			
	長時間加算	2時間未満		
		2時間以上3時間未満		
		3時間以上		
合計				

※ 平日基本分日額単価

ア 年間延べ利用児童数

利用日	区分	年間延べ利用児童数
平日	市内	
	広域	
長期休業日	市内	
	広域	
合計		

イ 日額単価

\_\_\_\_\_

(2) 在籍園児以外の児童分

(単位:人,円)

利用日	補助区分	年間延べ利用児童数	日額単価	補助金額
平日	基本分			
長期休業日	長時間加算	2時間未満		
休日		2時間以上3時間未満		
		3時間以上		
合計				

(3) 特別な支援を要する児童分

(単位:人,円)

利用日	年間延べ利用児童数	日額単価	補助金額
平日, 長期休業日, 休日			

(4) (1)および(2)に係る補助金額

(1)+(2)合計 \_\_\_\_\_

(1)+(2)補助金額合計 \_\_\_\_\_

(5) (1)~(3)に係る補助金額

(4)+(3)合計 \_\_\_\_\_

年 月 日

様

函館市長

函館市一時預かり事業実施承認通知書

年 月 日付けで申請のあった函館市一時預かり事業については、内容  
審査の結果、下記のとおり承認したので、函館市一時預かり事業運営費補助金交付要綱  
第9条の規定により通知する。

記

- 1 承認年月日 年 月 日
- 2 事業開始年月日 年 月 日

別記第4号様式（第12条関係）

年 月 日

函館市長 様

住 所

補助事業者 法人名

代表者名

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 函 指令交付決定を受けた 年度函館市一時預かり事業費補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告します。

1 施設の種類および名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額または事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金等返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類

3の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）

別記第5号様式(第8条, 第10条第2項関係)

施設名

年度 一時預かり事業(災害特例型) 実施計画(実績)書

ア 令和6年能登半島地震等について災害救助法が適用された市町村(以下, 被災市町村)に居住する世帯に属する施設型給付認定を受けている子どもであり, 地震等の影響により, 在籍する保育所等とは別の保育所等を利用する乳幼児

(単位:人)

認定区分	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1号認定子ども 利用延べ人数	満3歳													
	3歳													
	4歳													
	5歳													
2号認定子ども 利用延べ人数	3歳													
	4歳													
	5歳													
3号認定子ども 利用延べ人数	0歳													
	1歳													
	2歳													
合計														

補助額	利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて, 子ども・子育て支援法第27条第3項第1号, 同法第29条第3項第1号, 同法第28条第2項第2号もしくは第3号の内閣総理大臣が定める基準または同法第30条第2項第2号, 第3号もしくは第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額(児童1人あたり月額)
	人 円

イ 被災市町村に居住する世帯に属し, 利用児童の保護者が復旧活動等を行うために, 当該児童が在籍する幼稚園において, 教育時間の前後または長期休業日等に本事業を利用する乳幼児

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用延べ人数													

補助額	1,600円(児童1人あたり日額)
	人 円

ウ 被災市町村に居住する世帯に属し, 地震等の影響による避難や保護者の復旧活動等により, 保育所等を利用する乳幼児のうち, ア・イに該当しない乳幼児

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用延べ人数													

補助額	4,650円(児童1人あたり日額)
	人 円

合計	延べ利用人数	補助額
	人	円